

療養病床あんしん確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療療養病床の維持及び確保を図り、高齢者に必要な医療・介護サービスの提供に資するため、病院等が実施する療養環境の改善を図るための事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所であって、府の区域内に所在するもの
- (2) 医療療養病床 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び別表第1に定める医療保険各法が適用されるもの
- (3) 介護療養病床 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項に規定する介護療養型医療施設の療養病床

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助に係る年度の4月1日（年度中途に医療療養病床への移行を行う病院等にあつては、当該移行を行う日）現在において有する医療療養病床（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟及び基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第11の8又は9の規定により、医科点数表区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料2を算定する病棟における医療療養病床を除く。以下「補助対象医療療養病床」という。）を知事が別に定める日まで引き続き運営する病院等であつて、当該病院等の補助対象医療療養病床に入院する患者のうち、医科点数表区分番号A101に定める療養病棟入院基本料2における入院基本料G、入院基本料H又は入院基本料Iを算定する患者数が補助対象医療療養病床数の40パーセントを超えるもの
- (2) 介護療養病床から補助対象医療療養病床への移行を行う病院等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる病院等が、療養環境の改善を図るために実施する次に掲げる事業（以下「がんばる医療療養病床支援事業」という。）
 - ア 医療療養病床に必要な医療機器、介護機器等の整備事業
 - イ 療養環境の改善に要する施設等の改修事業

ウ 療養環境の改善に資する医療療養病床の運営事業

エ その他療養環境の改善を図るために必要と知事が認める事業

(2) 前条第2号に掲げる病院等が、病床の移行を行う年度において、療養環境の改善を図るために実施する次に掲げる事業（以下「さきがけ医療療養病床支援事業」という。）

ア 医療療養病床に必要な医療機器、介護機器等の整備事業

イ 療養環境の改善に要する施設等の改修事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。ただし、さきがけ医療療養病床支援事業において、過去に当該事業による補助金の交付を受けている場合は、その金額を補助金の額から控除するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業変更の承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するもの

とする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第5号様式により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第6号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産管理台帳の写しを第8条の規定による実績報告書に添え、知事に提出しなければならない。
- 3 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は10年間のいずれか短い期間とし、規則第19条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 4 補助事業者は、前項の期間を経過する以前に、前項の取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ別記第7号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(書類の提出及び経由)

第13条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、正副各1部とし、補助事業者が京都市を除く市町村の区域内に所在する場合にあっては、補助事業者の所在地を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 6 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

別表第2（第4条関係）

区 分	内 容	補助対象経費	基 準 額	補助率
がんばる 医療療養 病床支援 事業	(1) 医療療養病床に必要な医療機器、介護機器等の整備事業	備品購入費及び附帯工事費	補助に係る年度の4月1日現在における補助対象医療療養病床数に1床につき55,000円を乗じて得た額（年度の中途に医療療養病床への移行を行う病院等にあつては、当該移行を行った日における補助対象医療療養病床数に1床につき55,000円を乗じ、日割計算した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。	1 / 2
	(2) 療養環境の改善に要する施設等の改修事業	工事費及び工事請負費（土地の取得、賃借、造成及び補償に要する経費を除く。）		
	(3) 療養環境の改善に資する医療療養病床の運営事業	需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料		
	(4) その他療養環境の改	事業の実施に		

	善を図るために必要と知事が認める事業	必要と知事が認める経費														
さきがけ 医療療養 病床支援 事業	(1) 医療療養病床に必要な医療機器、介護機器等の整備事業	備品購入費及び附帯工事費	平成21年4月1日以降に介護療養病床からの移行が行われた補助対象医療療養病床数の累計に応じ下表に定める額	1 / 2												
	(2) 療養環境の改善に要する施設等の改修事業	工事費及び工事請負費（土地の取得、賃借、造成及び補償に要する経費を除く。）														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>病床数 (累計)</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50床以下</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>51～100床</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>101～200床</td> <td>7,000千円</td> </tr> <tr> <td>201～300床</td> <td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td>301床以上</td> <td>10,000千円</td> </tr> </tbody> </table>		病床数 (累計)	基準額	50床以下	4,000千円	51～100床	5,000千円	101～200床	7,000千円	201～300床	9,000千円	301床以上	10,000千円	
病床数 (累計)	基準額															
50床以下	4,000千円															
51～100床	5,000千円															
101～200床	7,000千円															
201～300床	9,000千円															
301床以上	10,000千円															

